

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う払い戻しについて（通学定期券・回数券）

（令和2年7月7日更新）

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言発出や一斉休校等に伴い、4月より特例措置で実施してまいりました下記の払い戻し対応につきましては、令和2年7月31日（金）をもちまして終了させていただきます。特例措置終了後は通常の払い戻し対応とさせていただきます。何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

I 通学定期券

(1) 払い戻しの特例措置

三県立高等学校等の一斉休校に伴い、通学定期乗車券を払い戻しされる場合は、実際に払い戻し手続きにお越しいただいた日にかかわらず、令和2年4月14日（火）以降の「定期券の最終利用日」を払い戻しの申し出日とみなします（三重立高等学校以外の各学校につきましても本特例を適用いたします。）

(2) 払い戻し額の算出

通用開始日～4月14日（火）以降最後にご利用いただいた日までをご利用期間とみなし、弊社規定による払い戻し額の計算を行ったうえで、所定の手数料を申し受けます。

（計算結果により、払い戻し額が無い場合もございますので、あらかじめご了承ください。）

(3) ご注意事項

- 窓口の混雑状況により当日中のご返金ができない場合もございますので、ご容赦願います。
（最終利用日が変わらない限り、後日の手続きでも払い戻し額は変動いたしません）
- 払い戻し手続きの当日に払戻し窓口までバスにご乗車いただいた場合は、最終利用日には含めない取扱いをいたしますので、窓口係員にお申し出願います。
- 年間定期や学期定期等の割引率の高い商品は、ご利用区間や学校の登校の再開時期にもよりますが、後日あらためてお求めいただくよりも、そのまま（払い戻さずに）お持ちいただいた方が割安となる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- クレジットカードで購入された定期券の払い戻しは、購入された窓口のみでお取扱いいたします。
次の3点を必ず窓口へお持ちください。
 - ① クレジット売上票（お客様控え）
 - ② ご購入時ご利用の、有効なクレジットカード
 - ③ 払戻される定期券

II 回数券等（おでかけ名古屋回数券・キャンパスチケット等）

(1) 払い戻しの特例措置

4月10日（金）以前に購入され、かつ4月10日（金）以降に有効期限を迎える回数券等を払い戻しされるお客様につきましては、特例により、有効期間経過後も当面の間は払い戻しを承ります。

(2) 払い戻し額の算出

弊社規定による払い戻し額の計算を行ったうえで、所定の手数料を申し受けます。

（計算結果により、払い戻し額が無い場合もございますので、あらかじめご了承ください。）

【 回数券の払い戻し額 】

払い戻し額 = 回数券ご購入額 - {(使用済券片数 × 区間運賃) + 210円(手数料)}

(例) 名古屋～大山田団地間の「おでかけ名古屋回数券」を2枚払い戻す場合（2枚使用）

払い戻し額 = 3,150円（ご購入額） - {(2枚(使用数) × 1,050円(区間運賃) + 210円(手数料)} = 840円

(3) 運休路線の取扱いについて

全便運休中の伊賀大阪線については、運休期間に応じた回数券の有効期限の延長措置を実施予定です。
運行再開日が確定しだい、あらためてお知らせをいたします。

III 特例取扱期間 令和2年4月15日（水）～7月31日（金）